10章　共通条項の条項別解説　　第Ⅲ部　条項

反社条項の構造：4つの部品が揃っているか

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年10月26日

一　この条項は何をしているのか

1　書かなければ、何もできない

取引を始めて半年後に、相手方が暴力団関係企業だと分かりました。支払は遅れておらず、納品にも問題がありません。契約書に反社条項はありません。

この場合、契約を解除する手がかりがありません。債務不履行はなく、相手方が反社会的勢力であること自体は、民法が定める解除事由のどれにも当たらないからです。

政府は、この事態を条項で防ぐよう求めてきました。企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針は、平素からの対応の一つとして次を挙げています。

> 反社会的勢力が取引先や株主となって、不当要求を行う場合の被害を防止するため、契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入するとともに、可能な範囲内で自社株の取引状況を確認する。（注1）

この指針を踏まえて、2011年までにすべての都道府県で暴力団排除条例が定められ、市町村でも暴力団排除条例が多く定められるようになっています（注2）。条例は、暴力団の活動を助長する疑いがある場合に契約の相手方が暴力団関係者でないかを確認する努力義務や、判明した場合に解除できる条項を書面に設ける努力義務を定めるものです（注2）。

もっとも、条項を置く理由は義務だけではありません。より実務的な理由もあります。相手方が反社会的勢力に該当するか確たる判断を行うことは容易ではなく、公開情報や調査会社のレポート、警察署や暴力追放運動推進センターへの相談によっても、該当しないことを常に判断できるものではありません。だからこそ契約書に条項を設け、取引開始後においても適切な対応をとることができるようにしておく必要があります（注3）。

入口の審査には限界があるから、出口を作っておく。それがこの条項の役割です。

2　部品は4つある

指針は、条項の中身を脚注で具体化しています。

> 契約自由の原則が妥当する私人間の取引において、契約書や契約約款の中に、①暴力団を始めとする反社会的勢力が、当該取引の相手方となることを拒絶する旨や、②当該取引が開始された後に、相手方が暴力団を始めとする反社会的勢力であると判明した場合や相手方が不当要求を行った場合に、契約を解除してその相手方を取引から排除できる旨を盛り込んでおくことが有効である。（注4）

ここでは2つですが、指針の解説がもう一段踏み込んでいます。

> したがって、暴力団排除条項の活用に当たっては、反社会的勢力であるかどうかという属性要件のみならず、反社会的勢力であることを隠して契約を締結することや、契約締結後違法・不当な行為を行うことという行為要件の双方を組み合わせることが適切であると考えられる。（注5）

解説は、その前提として2つの法理を挙げています。契約を結ぶまでの時点では契約自由の原則により拒絶することが自由であり、契約関係に入ってからは、相手方が違法・不当な行為を行った場合や事実に反することを告げた場合に、信頼関係破壊の法理の考え方を踏まえて解除することが適切である、というものです（注5）。

属性と行為の2軸に、入口と出口の2場面が掛かります。そこから条項の部品は4つになります。

部品	何を書くか	どの要件か
表明・確約	自分は反社会的勢力に該当しない	属性
禁止行為	暴力的な要求、法的な責任を超えた不当な要求等をしない	行為
無催告解除	表明に反することが判明したとき、催告なく解除できる	出口
損害賠償・免責	解除された側は損害賠償を請求できない	出口の後始末

4つ目が忘れられます。三の3で扱います。

二　よくある条項例

中心的な内容だけを定めた条項例は、次のとおりです。

> 第〇条（反社会的勢力の排除）
> 1　甲および乙は、相手方に対して、互いに、自らおよびその代表者、役員または実質的に経営を支配する者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に該当しないことを確約する。
> 2　甲または乙は、相手方が前項の定めに反することが判明した場合、催告することなく、本契約を解除することができる。
> 3　前項に基づき本契約が解除された場合、解除された当事者は、解除による損害について、相手方に対して一切請求することはできない。（注6）

1項が表明、2項が無催告解除、3項が免責です。**一の2の4つの部品のうち、禁止行為が入っていません。**中心的な内容だけを定めた例だからです。

三　問題点

1　表明はあるが、解除権がない

実際の契約書では、1項だけを置いて2項を落としている例に出会います。表明させれば足りると考えたのだと思われますが、それでは一の1の場面で動けません。

実務書は、この点をはっきり書いています。

> 前述してきたとおり、契約当事者が自らの確約等に違反した場合には、相手方は催告なくして契約を解除することができる旨を定めることが、反社会的勢力の排除条項においては必須の内容である。（注7）

必須、という言葉が使われています。表明は、解除の前提として置かれるものです。条項を置いた契約を結ぶこと自体が、相手方が反社会的勢力に該当するかを確認する手続の一環であり、確約は、該当することとなった場合に確約違反を理由として解除するための前提として位置づけられると考えられます（注8）。

2　表明が、契約を結んだ時点のものにとどまる

「該当しないことを確約する」とだけ書くと、いつの時点の話かが決まりません。二の条項例もこの形です。

時点を明確にする条項例もあります。

> 第〇条（反社会的勢力の排除）
> 甲および乙は、相手方に対して、互いに、自らおよびその代表者、役員または実質的に経営を支配する者が、本契約締結時点において、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に該当しないことを確約するとともに、将来にわたっても該当しないことを確約する。（注9）

明確に定めていない場合でも、当事者の意思としては、確約の時点を契約締結時に限定する趣旨ではないことが通常だと考えられます。もっとも、後の紛争を可能な限り防止する観点からは、明確に定めておくことに相応の意味があります（注9）。

争う相手は、その通常の理解を共有しません。書いておく側に倒すのが安全です。

3　解除したあとの損害賠償が片づいていない

二の条項例の3項が扱っているのがここです。解除された側から解除した側への損害賠償請求を封じる規定を置くのが一般的です（注10）。

逆向きの手当ても要ります。解除された側が解除した側に生じた損害を賠償しなければならない旨を定める条項例も多くみられ、不動産売買契約書では、一定の違約金を支払う旨を定めていることが多いところです（注10）。

四　改善例

4つの部品を揃えた形が、警察庁が公表した不動産売買契約書のモデル条項です（注11）。骨格は次のとおりです。

項	内容
1項①②	自らと役員が反社会的勢力でないこと（表明・属性）
1項③	反社会的勢力に名義を利用させて契約するものでないこと（表明・名義貸し）
1項④	脅迫的な言動・暴力、偽計や威力による業務妨害・信用毀損をしないこと（禁止行為）
2項	①②の確約に反する申告、③に反する契約、④に反する行為があれば無催告解除
5項〜7項	違約金（損害賠償額の予定）と、解除された側からの請求の封じ込め

1項④が、二の条項例に欠けていた行為要件です。属性は隠せますが、行為は表に出ます。

そのうえで、ほかに置かれることのある条項が3つあります。1つ目が期限の利益の喪失です。

> 〇　甲および乙は、相手方が前項の確約に違反していると合理的に判断される場合には、催告をすることなく、本契約を解除することができる。なおこの場合、解除した契約当事者は、解除による相手方の損害を賠償する責めを負わない。また解除された契約当事者は、解除した契約当事者に対して負担する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、ただちに債務の全額を弁済する。（注12）

解除と期限の利益の喪失を1つの項でつないでいます。別稿（倒産時に効く条項の束）で見た噛み合わせが、ここでも同じ形で出てきます。

残る2つは、自らが確約に違反したことを知ったときの通知義務と、相手方の調査に協力する義務です（注13）。これらは、それほど多くはみられません（注13）。

「合理的に判断される場合」という書き方にも注意が要ります。判明を待たずに動ける一方、判断の当否が争われる余地を残します。

五　条項の効力は争われるが、認められている

これだけ強い条項なので、効力そのものが争われます。憲法違反や公序良俗違反、権利濫用や信義則違反の主張がなされることがありますが、通常、これらは認められません（注14）。

銀行が預金契約の締結後に取引約款へ追加した暴力団排除条項に基づいて、暴力団幹部の預金契約を解約した事案の判決です。

> 当裁判所も、①本件各条項は、目的の正当性が認められ、その目的を達成するために反社会的勢力に属する預金契約者に対し解約を求めることにも合理性が認められるから、憲法１４条１項、２２条１項の趣旨や公序良俗に反するものということはできず、有効であって、②預金契約については、定型の取引約款によりその契約関係を規律する必要性が高く、必要に応じて合理的な範囲において変更されることも契約上当然に予定されているところ、本件各条項を既存の預金契約にも適用しなければ、その目的を達成することは困難であり、本件各条項が遡及適用されたとしても、そのことによる不利益は限定的で、かつ、預金者が暴力団等から脱退することによって不利益を回避できることなどを総合考慮すれば、既存顧客との個別の合意がなくとも、既存の契約に変更の効力を及ぼすことができると解するのが相当であり、……（注15）

約款の事案である点に注意が要ります。②は、個別の合意なく既存契約へ変更を及ぼせるという判断で、相対で結ぶ契約書にそのまま持ち込めるものではありません。相対の契約で条項を後から入れるには、覚書を交わすことになります。

もっとも、更新のある契約なら話が変わります。生命共済の約款に後から加えられた条項に基づく解除が争われた事案で、裁判所はこう述べています。

> しかしながら，契約期間の定めのない預金契約等とは異なり，本件共済契約は前記のとおり１年ごとに更新されるものであり，平成２６年約款で付加された本件暴排条項の適用を前提に更新されたものであるから，遡及的適用は問題とならず，主張自体失当である。（注16）

更新の時点で、そのときの約款が適用される。ただし、これは追加後の約款の適用を前提に共済契約が更新された事案です。一般の取引基本契約では、自動更新というだけで追加の条項が当然に組み込まれるわけではなく、変更の合意か、定型約款に当たるなら民法548条の4の要件を満たす変更が要ります。**条項を入れそこねたまま契約が続いているなら、更新のタイミングが、覚書で条項を入れる交渉の好機です。**

同じ判決は、解除が信義則違反や権利濫用に当たるという主張についても、本件記録を子細に検討しても信義則に違反し又は権利濫用に当たると評価すべき事情は認めるに足りない、として退けています（注16）。

六　書き分けの分岐：どこまでを確約させるか

濃淡が出るのは、確約の主体をどこまで広げるかです。

対象	求める側	求められる側
自社	当然に入れる	当然に受ける
代表者・役員・実質的に経営を支配する者	入れる	受ける
全従業員	求めない	拒む
全株主	求めない	拒む

きわめて多くの従業員を雇用している企業において、すべての従業員が反社会的勢力に該当しないことを確約することは実際には困難であり、そこまでの確約を求めるのは酷といえます（注17）。株主についても、公開会社では株式が自由に譲渡されることが想定されているため、全株主についての確約が困難な場合も多いところです（注17）。一般的には、実質的に経営に関与している者や支配株主などに限って対象とする例が多くなります（注17）。

同じ線で、従業員については、総数が少なく全員から誓約書を取れるような場合を除き、要職に就いている者に限るなど遵守可能な範囲に限定することが望ましく、株主についても、譲渡制限会社で株主数が少数であるなど限定的な場合に限るべきです（注18）。

確約できないことを確約させると、条項が動かなくなります。違反が常態になるからです。

七　まとめ

部品	二の条項例	四のモデル条項
表明（属性）	ある	ある
表明の時点	書いていない	—
名義貸しでないこと	ない	ある
禁止行為（行為要件）	ない	ある
無催告解除	ある	ある
免責・違約金	免責のみ	違約金と免責

左の列でも動きますが、属性を隠されたときに止まります。行為要件は、そのための備えです。

定義をどこまで広げるか、役員や実質的支配者の範囲をどう書くかは別稿（反社会的勢力の定義と表明の範囲）が扱います。解除の一般論は別稿（催告解除と無催告解除）が、期限の利益の喪失は別稿（期限の利益喪失：自動で効くほうが有利、とは限らない）が扱います。

参考文献等

（注1）企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）2(2)
（注2）太田大三『契約書一般条項のポイント――ドラフトに効く、レビューに活きる』（商事法務、2026）128頁
（注3）前掲注2・139〜140頁のコラム「反社会的勢力に該当していないことの判断」
（注4）前掲注1・2(2)の脚注
（注5）企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針に関する解説（5）
（注6）前掲注2・127〜128頁の記載例①
（注7）前掲注2・137頁
（注8）前掲注2・132頁
（注9）前掲注2・132頁の記載例②および同頁
（注10）前掲注2・137頁
（注11）前掲注2・129〜130頁の記載例（警察庁モデル条項）
（注12）前掲注2・138頁の記載例⑦
（注13）前掲注2・138〜139頁の記載例⑧・⑨および同138頁
（注14）前掲注2・130頁
（注15）福岡高判平成28年10月4日金融法務事情2052号90頁・金融商事判例1504号24頁（平成28年（ネ）第321号、預金契約解約無効確認請求控訴事件）
（注16）広島高判令和6年10月4日判例タイムズ1528号59頁・判例時報2632号94頁（令和6年（ネ）第119号、保険金請求控訴事件）
（注17）前掲注2・133頁
（注18）阿部・井窪・片山法律事務所編『契約書作成の実務と書式――企業実務家視点の雛形とその解説〔第3版〕』（有斐閣、2025）605頁

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/hansha-joko-no-kozo/
引用表記例　プロスパイア法律事務所「反社条項の構造：4つの部品が揃っているか」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年10月26日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。